



三建設備工業

優良技能者顕彰制度

Skilled Expert Awards Program

優良技能者顕彰制度

登録基幹技能者の方に対して
当社現場入場日数に応じ
報奨金をお支払いする制度です

マイスター認定 予定

3か年度合計700日以上の方を
三建マイスター(仮称)に認定

一時金 20万円

入場 日数 × ¥1000

報奨金支払
2020. 6. 10

第3回申請
2020.4.1~30
入場100日以上

2020. 4

入場
入場
入場

募 第3回 2019年度

カウント締切
2020. 3. 31
カウント開始
2019. 4. 1

2019. 4

入場
入場
入場

第2回申請
2019.4.1~30
入場100日以上

募 第2回 2018年度

カウント締切
2019. 3. 31
カウント開始
2018. 4. 1

2018. 4

第1回申請
2018.4.1~30
入場100日以上

募 第1回 2017年度

カウント締切
2018. 3. 31
カウント開始
2017. 4. 1

入場
入場
入場

優良技能者顕彰制度



2017. 4

START

社会保険
証憑(コピー)

申請書

登録基幹技能者
講習修了証
(コピー)



お問い合わせ

- 本制度の詳細は 当社ホームページ
<http://skk.jp/> をご覧下さい
- 参加を希望される方は、取引のある
当社支店にご連絡下さい

なお、2018年度以降は予定です。予告なく変更
する場合がありますのでご了承下さい

受付継続中

当社の災防協会員で
裏面の条件を満たす方は
現時点で当社現場に
入場していなくても
申込みできます

※第1回と同条件の



社会保険

当社現場入場日数
100日以上

入場 日数 × ¥1000

上限1人20万円

支払時に源泉徴収分を
差し引く場合があります

お早め

本制度の目的

- ・国土交通省や建設業界団体の「建設産業の担い手の確保と育成」の方針に沿って実施します。
- ・協力会社様の職長クラスの中で優秀な人材を顕彰することにより、協力会社様の人材育成を支援します。
- ・優良な職長を有する優良な協力会社様と良好な関係を築き、共存共栄を目指します。

表1 報奨金受け取りに必要な要件

項目の□にチェック「✓」をつけてご確認ください。

	ア. 資格要件	イ. 基礎的要件	ウ. 施工参加要件	報奨金
優良技能者	☐ 登録基幹技能者であること ☐ 5年毎の更新を行うこと	<所属企業（又は経営する企業）> ☐ 反社会勢力（暴力団等）との関係なし ☐ 当社防災協に加入 ※二次以下の企業は一次企業の推薦が必要です ※三次企業は、一次企業が専門業種（自動制御・消火・医療ガスなど）の場合のみ対象です。 <申請者本人> ☐ 適切な社会保険に加入済み ☐ 禁錮以上の受刑歴なし（過去3年間） ☐ 労災事故なし（過去3年間） ☐ 品質事故なし（過去3年間） ☐ 反社会勢力との関係なし ☐ 上記企業に勤続（又は経営）3年以上 ☐ 1952(昭和27)年4月1日以降生まれ（2017年度募集分） ☐ 建設キャリアアップシステム登録（2018年以降実施予定）	☐ 当社現場への年間累積入場日数100日以上 技能者、職長又は職長兼経営者※としておおむね8時間入場した日数が対象です。 管理者としての入場日数は除きます。 ※一人親方や小規模企業の場合	☐ 入場1日あたり1,000円 ☐ 年間上限20万円
【予定】 (仮称) マイスター認定		上記ア、イ、ウの要件を満たす優良技能者の方の中から選定 ☐ 連続する3か年度で、当社現場への累積入場日数700日以上 ※認定基準が3か年度合計のため、最初の認定者は2020年4月になる予定		☐ 一時金20万円を予定

・優良技能者、(仮称)マイスター認定とも、次年度以降は予定です。次年度募集時に内容を変更する可能性がありますのでご了承下さい。

手続きの概要と必要書類

- ・申請は、一次協力企業様に、上記のア資格要件・イ基礎的要件を満たす、①自社の技能者又は②配下の協力企業に所属する技能者を推薦していただくことにより行います。
- ・当社の防災協会員で上表の条件を満たす方は、現時点で当社現場に入場していなくても申請できます。
※ご要望により**受付を延長**しています。予算等の都合により締め切る場合がありますのでお早めに。
- ・申請時に必要な書類
 - (1) 登録基幹技能者講習修了証コピー
 - (2) 社会保険加入を証明する証憑類のコピー
 - (3) 申請書（様式A）
- ・手続きの詳細は、「申請書(様式A)記入例」の裏面に記載しています。
「申請書(様式A)」は、当社支店又は当社ホームページより入手して下さい。

当社ホームページアドレス
<http://skk.jp/>
 (新着トピックスに掲載)

お問い合わせ